

労働安全衛生規則第87条に基づく措置に関する評価結果の概要

指針該当条文	評価項目 ☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。	判定	判断材料となった書類の 名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、 ヒアリング日付等	判断理由
○安全衛生方針の表明(第5条第1項関係)	1.事業者が安全衛生方針を文書(電子媒体の形式でも可。以下同じ。)により定めているか。				
	2.安全衛生方針を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知しているか。 *周知方法には、例えば、以下のものがあればよいこと。 (1)安全衛生方針を口頭、文書、電子メール等により伝達すること。 (2)文書の掲示、イントラネットでの掲示により、安全衛生方針をいつでも閲覧可能な状態にしておくこと。	☆			
(第2項関係)	1.安全衛生方針に次の事項が含まれているか。				
	(1)労働災害の防止を図ること。				
	(2)労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。				
	(3)労働安全衛生関係法令、事業場において定めた安全衛生に関する規程(以下「事業場安全衛生規程」という。)等を遵守すること。				
	(4)労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施すること。				
○労働者の意見の反映(第6条関係)	1.安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実施、評価及びその改善に労働者の意見を反映する手順が文書により定められているか。 *手順には、いつ、誰が、何を、どのようにするか等について定められていること。				
	2.1の手順に基づき、労働者の意見を反映しているか。 *労働者の意見の反映の方法には、例えば、以下のものがあればよいこと。 (1)安全衛生委員会等(安全衛生委員会、安全委員会又は衛星委員会をいう。以下同じ。)において、調査審議すること。 (2)安全衛生委員会等が設置されていない事業場にあつては、労働者の意見聴取の機会を設けること。	☆			
○体制の整備(第7条関係)	1.事業の実施を統括管理する者の果たすべき役割、責任及び権限が文書により定められているか。				
	2.生産・製造部門、安全衛生部門等の管理者又は監督者で労働安全衛生マネジメントシステムを担当する者(システム各級管理者)の役割、責任及び権限が文書により定められているか。				
	3.システム各級管理者の役割、責任及び権限について、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知しているか。	☆			

	4.労働安全衛生マネジメントシステムに関する体制図等に個人名が特定される等、システム各級管理者の指名が明確になっているか。				
	5.労働者に対して、労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育が実施されているか。 *「教育」の内容には、例えば、以下のものあればよいこと。 (1)労働安全衛生マネジメントシステムの意義 (2)労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する上での遵守事項及び留意事項 (3)システム各級管理者の役割	☆			
	6.安全衛生委員会等が設置されている場合には、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に関する事項が調査審議されているか。	☆			
○明文化(第8条関係)	(明文化については、個々の項目において確認する)				
(第2項関係)	1.文書を管理(保管、改定、破棄等)する手順が定められているか。				
	2.1の手順に基づき、文書が管理されているか。	☆			
○記録(第9条関係)	1.安全衛生計画の実施状況、システム監査の結果等労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に関し必要な事項が記録され、保管されているか。				
○危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定(第10条関係)	1.危険性又は有害性等の調査のため、次の事項を含む手順が文書により定められているか。 (1)労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定 *危険性又は有害性の特定は、あらかじめ定めた危険性又は有害性の分類に沿って行うこと。				
	(2)(1)により特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合(以下「リスク」という。)の見積り *リスクの見積りは、次のいずれかによること。 ①危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度及びそれらの可能性の度合をそれぞれ考慮して、リスクを見積もること。 ②化学物質等による疾病については、化学物質等の有害性の度合及びばく露の量をそれぞれ考慮して見積もること。				
	(3)リスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置(以下「リスク低減措置」という。)内容の検討。				
	2.1の手順に基づき、危険性又は有害性等の調査が実施されているか。	☆			

(第2項関係)	1.危険性又は有害性等の調査の結果等に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を決定するため、次の事項を含む手順が文書により定められているか。					
	(1)労働安全衛生法令及び事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項を決定すること。					
	(2)危険性又は有害性等の調査によって設定された優先度に従い、リスク低減措置を決定すること。					
	2.1の手順に基づき、実施すべき事項が決定されているか。	☆				
○安全衛生目標の設定(第11条関係)	1.安全衛生目標が文書により設定されているか。					
	2.安全衛生目標の設定に当たって、次の事項を検討しているか。	☆				
	(1)危険性又は有害性等の調査結果					
	(2)過去の安全衛生目標の達成状況、労働災害の発生状況					
	3.安全衛生目標において、一定期間に達成すべき到達点が明らかにされているか。					
4.安全衛生目標を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知しているか。	☆					
○安全衛生計画の作成(第12条関係)	1.安全衛生計画が文書により作成されているか。					
(第2項関係)	1.安全衛生計画に、次の事項についての具体的な実施事項、日程等が含まれているか。					
	(1)労働安全衛生関係法令等及び危険性又は有害性等の調査の結果に基づき決定された措置の内容及び実施時期に関する事項					
	(2)日常的な安全衛生活動					
	(3)安全衛生教育の内容及び実施時期					
	(4)関係請負人に対する措置の内容及び実施時期					
	(5)安全衛生計画の期間					
	(6)安全衛生計画の見直しに関する事項					
○安全衛生計画の実施等(第13条関係)	1.安全衛生計画を実施するための手順が文書により定められているか。					
	2.1の手順に基づき、安全衛生計画に定める事項が実施されているか。	☆				
(第2項関係)	1.安全衛生計画を実施するために必要な事項が労働者及び関係請負人その他の関係者に周知されているか。					

○緊急事態への対応(第14条関係)	1.緊急事態が生ずる可能性を評価しているか。	☆				
	2.緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めているか。 *「緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置」には以下の事項が含まれていること。 (1)被害を最小限に食い止め、かつ、拡大を防止するための措置 (2)各部署の役割及び指揮命令系統の設定 (3)避難訓練の実施	☆				
○日常的な点検、改善(第15条関係)	1.安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するための手順が文書により定められているか。 * 日常的な点検及び改善は、以下により実施されていればよいこと。 (1)目標の達成状況及び計画の実施状況についての点検 (2)発見された問題点の原因調査と改善					
	2.1の手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善が実施されているか。	☆				
(第2項関係)	1.安全衛生計画が次の事項を検討した上で作成されているか。					
	(1)日常的な点検及び改善の結果					
	(2)労働災害、事項等が発生した場合における原因の調査					
○労働災害発生原因の調査等(第16条関係)	1.労働災害、事故等が発生した場合における原因の調査、問題点の把握及び改善を実施するための手順が文書により定められているか。					
	2.1の手順に基づき、原因の調査、問題点の把握及び改善が実施されているか。					
○システム監査(第17条関係)	1.次の事項を含む定期的なシステム監査の計画が作成されているか。					
	(1)システム監査を少なくとも1年に1回、実施すること					
	(2)システム監査を実施するための手順					
	2.1に基づき、システム監査が実施されているか。	☆				
	3.システム監査を実施する者が、システム監査の対象となる部署に所属していないか。	☆				
(第2項関係)	1.システム監査の結果、必要があると認めるときに、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施の改善を行っているか。 *「必要があると認めるとき」とは、システム監査結果報告書に、改善の必要がある旨の記載がある場合等をいう。	☆				
○労働安全衛生マネジメントシステムの見直し(第18条関係)	1.システム監査の結果を踏まえ、定期的に安全衛生方針、指針に基づき定められた手順等労働安全衛生マネジメントシステムの全般的な見直しが行われているか。 *「見直し」は、事業者自らが労働安全衛生マネジメントシステムの妥当性及び有効性を評価し、その必要性を判断した上で実施するものであること。	☆				

